

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面、「交付目論見書」および「商品基本資料」の内容を十分にお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ規定）の適用はありません。

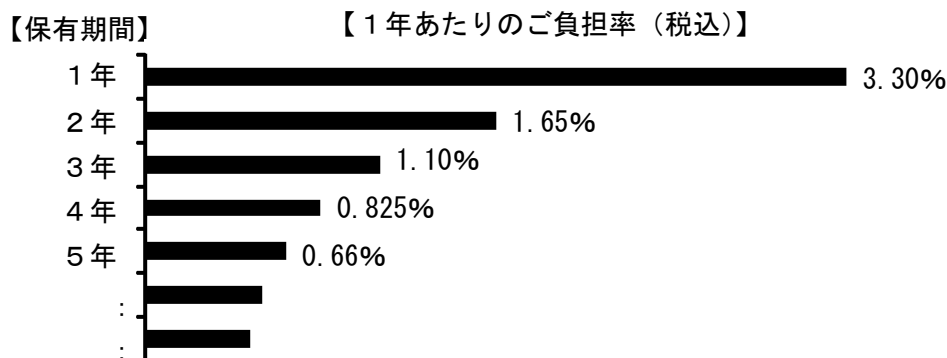
■当ファンドに係る手数料等について

- ・当ファンドの購入時手数料や運用管理費用（信託報酬）等の手数料につきましては、交付目論見書および商品基本資料に記載しておりますが、当ファンドの監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料等の諸費用については、保有期間や売買条件等によりご負担額が異なりますので、あらかじめ表示することができません。
- ・当ファンドが投資信託証券、不動産投資信託証券等に投資をする場合、組入資産において管理・運営に係る費用等が必要となる場合がありますが、保有期間や運用状況等に応じてご負担額が異なりますので、あらかじめ表示することができません。
- ・当ファンドに係る手数料等の費用の合計額につきましては、上記の理由に加えて、購入金額や保有期間、運用状況等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

購入時手数料に関するご説明

投資信託の購入時手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率は低下していきます。

例えば、購入時手数料が3.30%（税込）の場合



※投資信託によっては、購入時手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率は低下していきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、交付目論見書や商品基本資料でご確認ください。また、投資信託をご購入いただいた場合、上記の購入時手数料のほか、運用管理費用（信託報酬）や信託財産留保額、その他費用等をご負担いただくことがあります。実際の手数料率等の詳細は交付目論見書や商品基本資料でご確認ください。

■当ファンドに係る金融商品取引契約の概要について

株式会社みずほ銀行（以下、「当行」といいます。）は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

■当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に投資信託・公共債の窓口販売、デリバティブ取引等の金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務です。

当行において投資信託のお取引を行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、投資信託口座または外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のお申し込みをいただいたときは、当該申込代り金をお申し込みと同時に預けいただくか、もしくは指定預金口座から入金予定日に引き落としをさせていただきます。
- ・お申し込みいただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を郵送によりお客さまにご送付いたします。

■当ファンドの販売会社の概要

商号等	株式会社みずほ銀行 登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号
発足日	2013年7月1日
本店所在地	〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情対応措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。 ・全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ありません
お問い合わせ先	お取引店または下記までお問い合わせください。 みずほ銀行ウェブサイト (https://www.mizuhobank.co.jp/) みずほインフォメーションダイヤル（個人のお客さま専用） 0120-3242-86 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="#"/> 042-311-9210 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="#"/> （通話料有料） （受付時間）月曜日～金曜日9時00分～17時00分 （12月31日～1月3日、祝日・振替休日はご利用いただけません）
より詳細な当行の概要は、店舗またはウェブサイトに備えるディスクロージャー誌（開示資料）をご覧ください。	

商品基本資料

(本資料は、当ファンドの商品内容のご確認資料であり、金融商品取引法第37条の3の規定に基づくものではありません。)

ワールドアセットバランス（基本コース）／（リスク抑制コース） （愛称：ワールドOne）

1. 当ファンドの主な投資対象とファンドの特色

日本を除く先進国の株式、債券、不動産投資信託証券（リート）および新興国の株式、債券に分散投資することにより、信託財産の成長を図ることを目的として、運用を行います。

- ▶ 実質的な組入外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします。
- ▶ 基本コース、リスク抑制コースの2コースから選択でき、その後のスイッチングが無手数料で行えます。ただしスイッチングの際には、換金時と同様に税金（課税対象者の場合）がかかります。
- ▶ 各資産への投資比率の決定にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言を活用します。
- ▶ 年2回決算を行い、配分方針に基づき収益の分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

2. 当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは実質的に海外の株式・債券・不動産投資信託証券等を主な投資対象としますので、組入資産の価格の下落や組入資産の発行体等の収益性悪化および資金繰りの悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失が生じることがあります。また、為替変動により損失が生じることがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因には、主に以下のようなものがあります。あわせて投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご確認ください。

資産配分リスク

- ◇ ファンドの実質資産配分において、収益率の悪い資産への配分比率が大きい場合、基準価額が下がる場合があります。リスク抑制コースでは、現金等の保有比率を増加させることにより、基準価額の下落リスクの低減をめざして運用を行います。当手法が効果的に機能しない場合等により、基準価額の下落リスクを低減できない場合や、市場全体の上昇に追随できない場合があります。

株価変動リスク

- ◇ ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。

金利リスク

- ◇ 一般的に金利が上昇すると債券、リートの価格は下落します。ファンドは、実質的に債券、リートに投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。

リートの価格変動リスク

- ◇ リートの価格は、リートが投資対象とする不動産等の価値、当該不動産等による賃貸収入の増減、不動産市況の変動、景気や株式市況等の動向などによって変動します。ファンドは、実質的にリートに投資をしますので、これらの影響を受け、基準価額が上下します。

為替リスク

- ◇ ファンドは、実質組入外貨建資産については原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。なお、実質組入資産の直接ヘッジのほか、一部の新興国通貨については代替通貨を用いた為替ヘッジを行う場合があります。代替通貨を用いた為替ヘッジの場合、通貨間の値動きが異なる場合が想定されますので、十分な為替ヘッジ効果が得られない可能性や、代替通貨と一部の新興国通貨間との為替変動の影響を受ける可能性があります。
- ◇ また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨および代替通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当程度のコストがかかることにご留意ください。

信用リスク

- ◇ ファンドが実質的に投資する株式・債券の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、ファンドが実質的に投資するリートが、収益性の悪化や資金繰り悪化等により清算される場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、投資した資産の価値が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。

流動性リスク

◇ ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることもあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

カントリーリスク

◇ ファンドの実質的な投資対象国・地域における政治・経済情勢の変化等によっては、運用上の制約を受ける可能性があり、基準価額が下がる要因となります。

3. 当ファンドに係る費用と税金について

購入時から換金・償還までの間に、お客さまに直接または間接的にご負担いただく費用・税金は、次の通りです。

(1) 直接的にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金								
購入時	購入時手数料	購入申込代金に応じて、以下に定める手数料率を購入金額(購入口数×購入価額 ^(*))に乗じた金額								
		<table border="1"><thead><tr><th>購入申込代金</th><th>手数料率</th></tr></thead><tbody><tr><td>1億円未満</td><td>2.20%(税抜2.0%)</td></tr><tr><td>1億円以上5億円未満</td><td>1.10%(税抜1.0%)</td></tr><tr><td>5億円以上</td><td>0.55%(税抜0.5%)</td></tr></tbody></table>	購入申込代金	手数料率	1億円未満	2.20%(税抜2.0%)	1億円以上5億円未満	1.10%(税抜1.0%)	5億円以上	0.55%(税抜0.5%)
		購入申込代金	手数料率							
		1億円未満	2.20%(税抜2.0%)							
1億円以上5億円未満	1.10%(税抜1.0%)									
5億円以上	0.55%(税抜0.5%)									
例えば、100万円購入いただく場合、購入申込代金(お支払いいただく金額)の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません。										
分配時	所得税・地方税	普通分配金に対して、税金がかかります。								
換金時	信託財産留保額	ありません								
	所得税・地方税	値上がり益に対して、税金がかかります。								
償還時	所得税・地方税	値上がり益に対して、税金がかかります。								

(*)取引時に適用される価額は以下の通りです。

購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額

(注)上記は、個人受益者の税金の取り扱いを説明しております。課税の詳細、および法人受益者の税金の取り扱いにつきましては、投資信託説明書(目論見書)をご覧ください。
なお、税法が改正された場合等には上記の内容が変更となる場合があります。

(2) 間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用・税金

時期	項目	費用・税金
毎日	運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対して 年率 1.243%(税抜 1.13%)
随時	その他費用・手数料	監査費用、売買委託手数料等 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

4. その他

信託期間	2017年1月18日から2027年6月11日 (約款所定の信託終了事由が生じた場合には、繰上償還されることがあります。)
換金代金支払日	原則として換金申込日から起算して5営業日目
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

※ あわせて投資信託説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面を必ずご確認ください。

2020年10月4日改訂

みずほ積立投信契約に関するご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および投資信託取引規定集の内容に同意の上、お申込ください。

○株式会社みずほ銀行(以下、「当行」といいます。)は、お客さまにあらかじめ指定いただいた振替日・振替金額等に基づき、自動的にご指定いただいた投資信託受益権等の購入を行います。

諸費用および税金等について

- ・みずほ積立投信契約に関し、2020年10月4日現在、直接または間接にご負担いただく諸費用・税金等はありません。ただし、ご購入の際には、当該投資信託受益権等の購入代金に加えて、当該目論見書補完書面等に記載された諸費用・税金等をご負担いただきます。

この契約は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定の概要

- ・当行では、この規定に基づき、あらかじめ指定いただいた振替日に、あらかじめ指定いただいた金額を、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手によらず指定預金口座から引き落とし、あらかじめ指定いただいた種類の投資信託受益権等をあらかじめ定められた買付日に自動的に購入いたします。
- ・みずほ積立投信の対象となる投資信託受益権等は、当行所定のものに限りません。
- ・その他、みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定に従って取扱いするものとします。

契約の解約事由

みずほ積立投信規定兼預金口座振替規定に掲げる事由に該当した場合(主なものは次のとおりです)は、みずほ積立投信契約は解約されます。

- お客さまから当行所定の書面により、または当行の「みずほダイレクト[インターネットバンキング]」により、振替日の3営業日前までに解約のお申し出があった場合

当行が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当行が行う金融商品取引業は、主に投資信託・公共債の窓口販売、デリバティブ取引等の金融商品取引法第33条の2の規定に基づく登録金融機関業務であります。当行では、みずほ積立投信契約を締結していただいた上で、投資信託受益権の購入を行っております。

当行の概要

○商号および概要

株式会社みずほ銀行

登録金融機関 関東財務局長 (登金)第6号

- ・発足日 2013年7月1日
- ・本店の所在場所 〒100-8176 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
- ・主な事業

当行は、個人・国内一般事業法人・金融法人・地方公共団体を主要なお客さまとし、銀行業務を中心に、登録金融機関業務その他金融サービスに係る事業を行っております。

○加入している金融商品取引業協会

日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

○当行の苦情対応措置及び紛争解決措置

一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用します。

- ・全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
- ・証券・金融商品あっせん相談センター連絡先
電話番号 0120-64-5005

○当行が対象事業者となっている認定投資者保護団体はありません。

○より詳細な当行の概要は、店舗またはウェブサイトにも備えるディスクロージャー誌(開示資料)をご覧ください。

販売会社へのお問い合わせ先	店舗または下記までお問い合わせください。 みずほ銀行ウェブサイト(https://www.mizuhobank.co.jp/) みずほインフォメーションダイヤル(個人のお客さま専用) 0120-3242-86 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="#"/> 042-311-9210 <input type="text" value="3"/> <input type="text" value="#"/> [通話料有料] (受付時間) 月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (12月31日～1月3日、祝日、振替休日のご利用いただけません)
---------------	--